

(改正箇所は下線)

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を推進する施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市地域福祉連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、福祉局長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉局生活福祉部長及びこども青少年局子育て支援部長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、連絡会議の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、福祉局生活福祉部長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

2 連絡会議は、委員長の事前の了解があった場合に限り、委員の代理出席を認める。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に副委員長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会等)

第5条 委員長は、連絡会議の事務を分掌させるため必要と認めるときは、連絡会議に部会又は作業チーム(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員のうちから部会等に属すべき者を指名することができる。

4 委員長が必要と認めるときは、部会等に部会長又はチーム長(以下「部会長等」という。)を置くことができる。

5 部会長等は、当該部会等が所管する事務を統括し、当該部会等に属する委員又は委員以外の職員(以下「部会等に属する委員等」という。)のうちから委員長が指名する。

6 前条の規定は、部会等の会議に準用する。この場合において、前条に「連絡会議」とあるのは「部会等の会議」と、「委員長」とあるのは「部会長等」と(部会長等が置かれている部会等に限る)、「委員」とあるのは「部会等に属する委員等」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

地域福祉連絡会議 委員

<p>連絡会議 委員 (関係課長)</p>	<p>区役所保健福祉課長又は福祉の業務を主管する区役所の担当課長 (福祉業務主管課長会幹事2名) 区役所保健福祉課長又は保健の業務を主管する区役所の担当課長 (保健業務主管課長会幹事1名) 区役所保健福祉課長又は生活保護の業務を主管する区役所の担当課長 (生活支援担当課長会幹事1名) 総務局人事部人事課長 総務局職員人材開発センター企画・研修担当課長 危機管理室危機管理課長 <u>市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長</u> <u>市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長</u> 市民局区政支援室地域力創出担当課長 市民局区政支援室地域連携担当課長 福祉局総務部総務課長 福祉局総務部経理・企画課長 福祉局生活福祉部地域福祉課長 福祉局生活福祉部連絡調整担当課長 福祉局生活福祉部福祉活動支援担当課長 福祉局生活福祉部福祉業務支援調整担当課長 福祉局生活福祉部相談支援担当課長 福祉局生活福祉部生活困窮者支援担当課長 福祉局生活福祉部保護課長 福祉局障がい者施策部障がい福祉課長 <u>福祉局障がい者施策部障がい支援課長</u> 福祉局高齢者施策部高齢福祉課長 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長 福祉局高齢者施策部介護保険課長 健康局健康推進部健康施策課長 健康局健康推進部保健医療計画担当課長 健康局健康推進部健康づくり課長 健康局健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長 健康局保健所管理課長 こども青少年局企画部企画課長 こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長 こども青少年局企画部青少年課長 こども青少年局子育て支援部管理課長 こども青少年局子育て支援部こども家庭課長 こども青少年局中央こども相談センター相談支援担当課長 環境局事業部事業管理課長 都市整備局企画部住宅政策課長 消防局予防部予防課長 教育委員会事務局総務部教育政策課長 教育委員会事務局指導部教育活動支援担当課長 教育委員会事務局指導部首席指導主事</p>
---------------------------	--